

# 議第152号

## 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

### 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第32号中「第32条の4第1項第5号口」を「第32条の4第1項第6号口」に改め、同項第63号中「第6条第1項第5号口」を「第6条第1項第6号口」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成27年12月26日から施行する。